

第4章第5節

住まいの確保

1 高齢者の居住安定確保

【現状と課題】

- 島根県においては、高齢者の単身又は夫婦世帯が2割を占めており、高齢者単身世帯の増加が見込まれている。
- 高齢者の持家率は8割程度であるが、緊急時の見守りがないことやバリアフリーでないために、自宅での介護が困難な高齢者への対応が必要となっている。
- 長期入院中の高齢の精神障がい者について、円滑な地域移行を行うことができるよう取り組みが必要である。
- 高齢者が安定した住生活を送ることができるよう、「島根県老人福祉計画」及び「島根県介護保険事業支援計画」と「島根県高齢者居住安定確保計画」との調和を図り、総合的かつ計画的な施策を展開することが必要である。

【方策】

- 高齢者の住まいに関する情報について、住民の相談窓口である地域包括支援センターや介護支援専門員等に対して、積極的な情報提供を行う。
- 入居債務保障支援事業の適用について関係部局と連携して検討する。
- 高齢の障がい者が地域生活を維持および継続するための「住まい」の場として、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等が活用できるよう市町村に働きかける。
- 高齢者が安心して暮らすことができるよう、住宅のバリアフリー化の促進、緊急時の見守りやサポートの仕組みづくりの支援、三世帯同居・近居の推進を図る。
- 高齢者の入居を拒まない、新たな住宅セーフティネット制度に基づく「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅」の登録を推進する。

【参考】高齢者居住安定確保計画（第2期）の概要

【計画の役割と位置づけ】

- ・高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第4条第1項に規定する島根県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する計画
- ・住宅施策と福祉施策が連携し、高齢者に対する賃貸住宅や老人ホームの供給及びその促進に必要な事項等、高齢者の住まいに関し必要な施策を定める。

【計画期間】

平成30（2018）年度～平成35（2023）年度

【高齢者の住まいの供給の目標】

高齢者の住まいの種類	供給目標
公的な賃貸住宅	県営住宅については、管理戸数の現状維持が基本方針であり、主に建替事業となる。建替事業の際は、地域の実情に応じて、高齢者福祉施設の併設・合築について検討を行うとともに、福祉部局と連携して、シルバーハウジング・プロジェクトなど見守りサービスが付加された住宅の供給を行っていく。また、全ての住戸においてバリアフリー対応とし、介護サービスの受けやすさにも配慮したつくりとする。 なお、福祉施設を併設する場合にあっては、「地域包括ケアシステム」の確立を目指す福祉施策との連携を考慮し、市町村や福祉部局と協議を行いながら進めていく。 市町村が供給する公的な賃貸住宅においても同様な整備がされるよう、働きかけを行う。
養護・軽費老人ホーム	市町村と連携し、計画的な供給に向けた取り組みを進めていく。
有料老人ホーム	届出制度の活用及び定期的な実地指導により、民間事業者による適切なサービスの提供を図る。
サービス付き高齢者向け住宅	市町村と連携し、民間事業者による供給を積極的に誘導する。
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅	高齢者の入居を拒まない新たな住宅セーフティネット制度に基づく賃貸住宅の登録の推進を図る。

【目標の達成に向けた施策】

- （1）高齢者に対する住まいの供給の促進
 - ①重点配慮高齢者世帯に対する公共賃貸住宅の供給
 - ②その他高齢者の入居に配慮した公共賃貸住宅の供給
 - ③民間が供給する生活支援サービスのついた住まいの供給促進
 - ④要介護等高齢者への適切な住宅・施設等の供給
- （2）高齢者の入居に適した賃貸住宅の普及及び情報の提供等
 - ①高齢者が安心して住み続けられる制度の活用
 - ②民間の賃貸住宅の賃貸人等への啓発
 - ③高齢者向けの住まいに関する普及啓発
- （3）高齢者の生活支援体制の確保
 - ①公的賃貸住宅における高齢者生活支援体制の確保
 - ②高齢者に対する地域の見守り体制の構築
 - ③高齢者世帯に対する在宅支援の推進
 - ④介護に携わる者に対する研修・支援

【その他の高齢者の居住安定確保に関して必要な事項】

- （1）サービス付き高齢者向け住宅の登録に関する事項（県独自の施設基準）
- （2）住宅のバリアフリー化等の推進に向けた支援
- （3）市町村における住宅施策と福祉施策の連携

2 様々な居住形態への対応

【現状と課題】

- 高齢者人口の進展や高齢者世帯の増加に伴い、高齢者の居住が安定的に確保されるよう、さまざまな住まいの在り方が求められる。
- 要介護状態となった場合に利用する介護保険法に基づく介護保健施設だけでなく、生活支援が必要な場合や環境上の理由、経済的な背景など、地域の実情に応じた多様な住まいの提供について整備する必要がある。

図表4-5-1 介護保険施設及び高齢者住居の定員数・戸数の推移

	H20	H23 (H24)	H26	H29
特別養護老人ホーム (地域密着型含む)	4,505人	4,759人	5,073人	5,372人
介護老人保健施設	2,139人	2,351人	2,755人	2,977人
介護療養型医療施設	852人	585人	432人	369人
軽費老人ホーム(ケアハウス)	702人	950人	1,000人	1,000人
養護老人ホーム	1,268人	1,241人	1,261人	1,271人
生活支援ハウス	226人	242人	238人	242人
有料老人ホーム	667人	1,112人	1,758人	2,018人
サービス付き高齢者向け住宅	-	247戸	929戸	1,510戸

資料：島根県高齢者福祉課

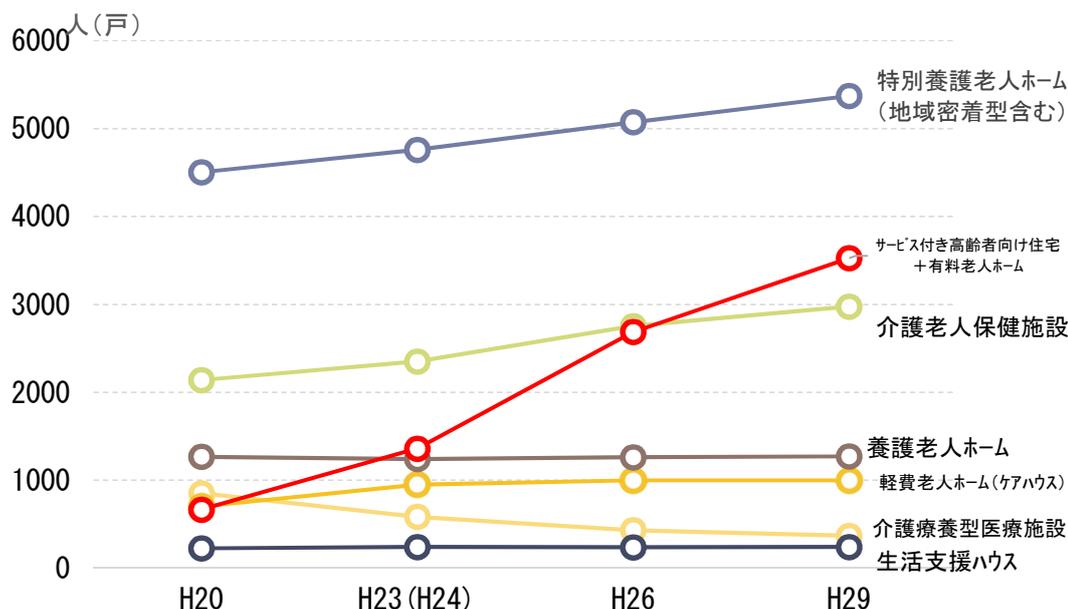
【注】生活支援ハウスは、平成20年、23年、26年、29年の各年3月末現在による定員数（福祉行政報告例による）

特別養護老人ホーム（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスは、平成20年・23年・26年・29年の各年4月1日現在の定員数（各時点における島根県高齢者福祉課作成名簿による）

有料老人ホームは、平成20年3月20日、平成23年3月1日、平成26年・29年の各年4月1日現在の定員数（各時点における島根県高齢者福祉課作成名簿による）

サービス付き高齢者向け住宅は、平成24年・26年・29年の各年4月1日現在の戸数（各時点における島根県高齢者福祉課作成名簿による）

図表4-5-2 介護保険施設及び高齢者住居の定員数・戸数の推移（グラフ）



図表4-5-3 高齢者のための住宅・施設

居住形態	制度の概要
生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に介護支援や住まい、交流の場を総合的に提供する小規模複合施設 ・入居対象者は、概ね60歳以上の高齢者の単身者または夫婦のみ世帯であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある高齢者
養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法第20条の4に規定された施設で、地方公共団体や社会福祉法人が設置 ・自立した生活を営み社会活動に参加するために必要な指導や訓練等 ・入居対象者は、環境上の理由および経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者（老人福祉法に基づき市町村が措置）
軽費老人ホーム (ケアハウス)	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法第20条の6に基づき、無料又は定額な料金で高齢者を入居させ、食事の提供等の支援を行うことを目的とした施設 ・入居対象者は自炊ができない程度の身体的な機能低下があり、かつ家庭環境や住宅事情等により居宅での生活が困難な60歳以上の高齢者
有料老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法第29条に基づき、①入浴・排泄・食事の介護、②食事の提供、③洗濯・掃除等の家事、④健康管理のいずれかを行う場合、有料老人ホームとして都道府県知事への届出が義務付け ・介護付・住宅型・健康型の3類型があり、入居の条件や受けることのできるサービスや介護保険による介護サービスの提供方法も異なる。
サービス付き高齢者向け住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に規定され、状況把握サービス、生活相談サービス等の福祉サービスを提供する住宅 ・入居対象者は、①60歳以上の高齢者、②要介護・要支援認定を受けている60歳未満の者に該当する単身・夫婦世帯
シルバーハウジング	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化された構造を有し、緊急通報装置の設置やライフサポートアドバイザー（生活相談員）の常駐等、高齢者の生活特性に配慮した公営住宅等の公的賃貸住宅 ・入居対象者は、高齢単身世帯（60歳以上）及び高齢夫婦世帯（夫婦のいずれかが60歳以上）

図表4-5-4 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の数・定員

(単位：か所・人)

	松江圏域	雲南圏域	出雲圏域	大田圏域	浜田圏域	益田圏域	隠岐圏域	計
設置数	2	3	1	3	2	2	4	17
定員	21	31	12	51	33	22	72	242

資料：厚生労働省「平成28年度福祉行政報告例」（平成28年度末現在・休止中を除く）

図表4-5-5 養護老人ホームの数・定員

(単位：か所・人)

	松江圏域	雲南圏域	出雲圏域	大田圏域	浜田圏域	益田圏域	隠岐圏域	計
設置数	3	3	2	4	5	3	3	23
定員	160	208	130	200	223	190	160	1,271

資料：島根県高齢者福祉課（平成29年4月1日現在）

図表4-5-6 ケアハウスの数・定員

(単位：か所・人)

	松江圏域	雲南圏域	出雲圏域	大田圏域	浜田圏域	益田圏域	隠岐圏域	計
設置数	7	-	3	2	1	4	-	17
定員	550	-	150	100	50	150	-	1,000

資料：島根県高齢者福祉課（平成29年4月1日現在）

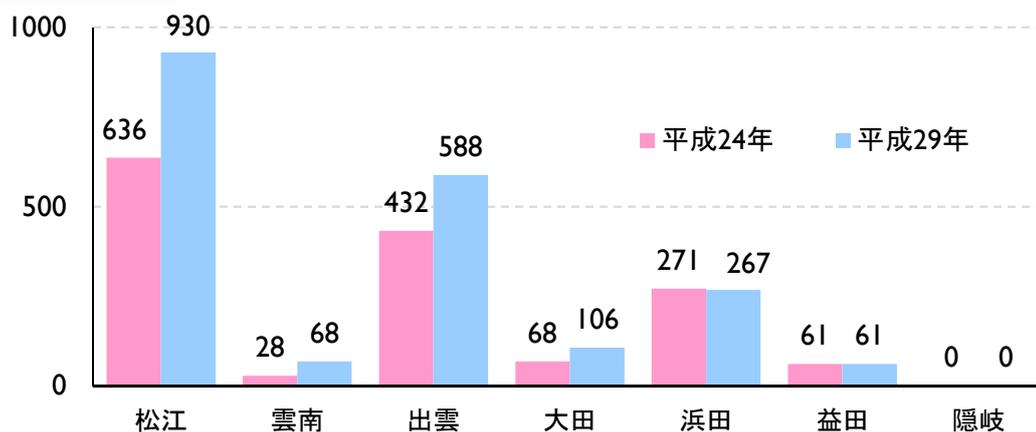
図表4-5-7 有料老人ホームの数・定員

(単位：か所・人)

	松江圏域	雲南圏域	出雲圏域	大田圏域	浜田圏域	益田圏域	隠岐圏域	計
設置数	33	7	16	3	12	4	-	75
定員	930	66	588	106	267	61	-	2,018

資料：島根県高齢者福祉課（平成29年4月1日現在）

図表4-5-8 有料老人ホームの定員推移



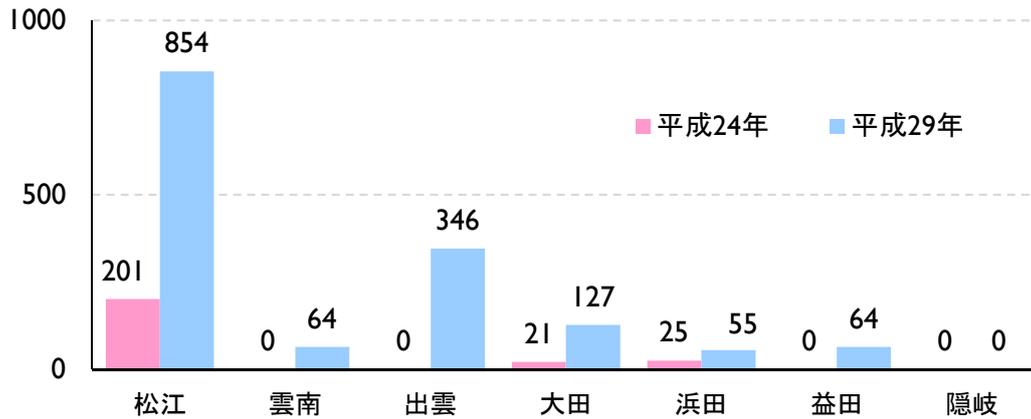
図表4-5-9 サービス付き高齢者向け住宅の数・戸数

(単位：か所・戸)

	松江圏域	雲南圏域	出雲圏域	大田圏域	浜田圏域	益田圏域	隠岐圏域	計
設置数	27	1	9	4	2	2	-	45
戸数	854	64	346	127	55	64	-	1,510

資料：島根県高齢者福祉課（平成29年4月1日現在）

図表4-5-10 サービス付き高齢者向け住宅の戸数推移



図表4-5-11 シルバーハウジングの数・戸数

(単位：か所・戸)

	松江圏域	雲南圏域	出雲圏域	大田圏域	浜田圏域	益田圏域	隠岐圏域	計
設置数	1	-	1	-	4	2	-	8
戸数	30	-	13	-	73	44	-	160

資料：島根県建築住宅課（平成29年4月1日現在）

【方策】

- 生活支援ハウスについては、今後も市町村において、地域の実情に応じた高齢者の生活・介護支援など福祉サービスの提供が行われるよう働きかける。
- 養護老人ホームについては、入居者の高齢化に伴い、認知症や介護が必要となる高齢者も増加していることから、支援を必要とする方に必要なサービスが提供できるよう、市町村と連携して取り組む。
- 軽費老人ホーム（ケアハウス）については、低所得高齢者の住まいであるとともに、介護支援が必要な高齢者、社会的援護を要する高齢者等の生活を支援する住まいとして一定の役割を果たしていけるよう、県民に対する周知など必要な施策を講じる。
- 有料老人ホームについては、特別養護老人ホーム等の入所者を補完する身近な居住施設としてのニーズ等から、松江圏域、出雲圏域を中心に施設数が増加している事態を踏まえ、定期的な実地指導により指導を行うことで、適切なサービスの提供を図る。
- サービス付き高齢者向け住宅については、訪問介護事業所などの介護サービス事業所が併設された住宅も多いことから、適切なサービスの提供が行われるよう、関係部局と連携して、定期的な実地指導を行う。
- シルバーハウジングについては、今後も市町村において、ライフサポートアドバイザーの常駐等、高齢者の生活・介護支援など福祉サービスの提供が行われるよう働きかける。